

和光市議会基本条例に基づく見直し

◎ 各会派から提出された見直しすべき項目一覧

	現行基本条例	緑風会	新しい風	日本共産党	公明党	日本維新の会	希望	和光・まちづくり市民の会	歩みの会
1	<p>(議会の責務と活動原則) 第3条 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 ① 公正性を確保し、透明性及び信頼性を高めることにより、市民に開かれた議会を目指すこと。 ② 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。 ③ 分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。 ④ 議会に対する市民の関心が高まるよう努めること。</p>	<p>・日曜議会の開催について ・インターネット録画中継の充実</p>		<p>プロジェクターを活用したわかりやすい議会運営</p>			<p>日曜議会の開催について</p>	<p>日曜議会の開催について</p>	<p>日曜議会の開催について</p>
2	<p>(議員の責務と活動原則) 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 ① 議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を充実させること。 ② 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。 ③ 個別的事案の解決だけでなくとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	<p>議員間討議</p>	<p>議員間討議</p>	<p>議員の力量向上</p>	<p>議員の資質向上</p>				
3	<p>(議会と市民との連携) 第5条 議会は、その有する情報を市民と共有するため、積極的に討議内容及び議決事件を説明するものとする。 2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。 3 議会は、議会報告会等、市民との意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の機会の拡大を図るものとする。 4 議会は、請願及び陳情を市民等からの政策提案と位置づけ、必要に応じて提出者等から意見を聴くよう努めるものとする。ただし、陳情は、その内容が請願に適合するものに限る。</p>	<p>議会報告会のあり方</p>		<p>議会報告会のあり方</p>			<p>議会報告会のあり方 陳情の取り扱い</p>		
4	<p>(議会及び議員と市長等との関係) 第6条 議員が質疑及び質問を行うに当たっては、論点を明確にするため、一般質問においては、一問一答の方式により行うことができる。 2 議会及び議員は、市長等との緊張関係を保持しながら、議会審議に臨まなければならない。 3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員若しくは委員による質疑又は質問に対する答弁に必要な範囲内で、当該質疑若しくは質問を行った議員又は委員に対してその趣旨を確認するための質問をすることができる。</p>	<p>・決算のあり方 ・一般質問のあり方</p>				<p>一般質問のあり方</p>	<p>一般質問のあり方</p>		
5	<p>(政務活動費) 第10条 政務活動費に関しては、和光市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第10号)に定めるところにより適正に執行しなければならない。 2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿等については、積極的に公表するものとする。</p>					<p>政務活動費</p>			
6	<p>(議会事務局の機能強化) 第11条 議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。</p>	<p>事務局強化</p>			<p>事務局強化</p>				
7	<p>(議員研修の充実) 第12条 議会は、政策立案機能の向上に資するよう、議員研修の充実を図るものとする。</p>				<p>政策立案機能の向上</p>				
8	<p>(議会広報の充実) 第13条 議会は、議会の活動及び議論の内容について、市民に対し適時に周知するものとする。 2 議会は、前項の周知を行うに当たっては、多くの市民が議会と市政に関心を持つことができるよう多様な広報手段を活用するよう努めるものとする。</p>			<p>議会広報の充実</p>					
9	<p>(議員定数) 第14条 議員定数は、和光市議会議員定数条例(平成14年条例第35号。以下「定数条例」という。)に定めるところによる。 2 定数条例の改正に当たっては、広く市民の意向を把握した上で、定数を検討するものとする。 3 定数条例の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第6項又は第112条第1項の規定により委員会又は議員が提出するものとする。</p>					<p>定数削減</p>			
10	<p>(議員報酬) 第15条 和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年条例第29号)の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第6項又は第112条第1項の規定により委員会又は議員が提出するものとする。</p>							<p>議員報酬</p>	
11	<p>その他</p>	<p>意見書案の取り扱い</p>					<p>・議会運営委員会定数見直し ・意見書案と決議案のあり方 ・委員長報告への質疑</p>	<p>粗稿の取り扱い</p>	